



2021/8/4 苫小牧市アスベスト研修会

改正大気汚染防止法について

北海道胆振総合振興局環境生活課地域環境係



1. 石綿(アスベスト)とは
2. 改正大気汚染防止法について
3. 参考

1. 石綿(アスベスト)とは

2. 改正大気汚染防止法について

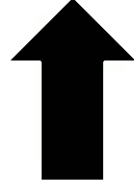
3. 参考



## 石綿(アスベスト)とは

### 石綿の特徴

- 天然に生成した極めて細かい鉱物繊維
- 耐熱性
- 耐摩擦性
- 耐酸アルカリ性
- 安価



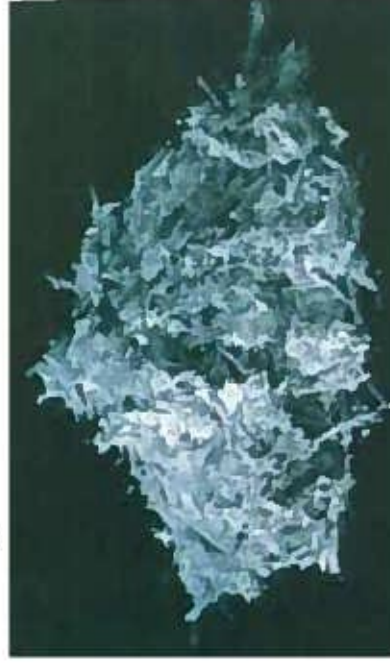
主に建材に使用される

〔吹付け材、保温・断熱材、スレート材等〕

建材以外に以下のものにも使用

〔摩擦材、シール断熱材等〕

クロシドライト(青石綿)



アモサイト(茶石綿)



クリソタイル(白石綿)



出典：THE ASBESTOS／せきめん読本(1996年日本石綿協会)

※この他にトリモライト、アクチノライト、アンソファイトがある。

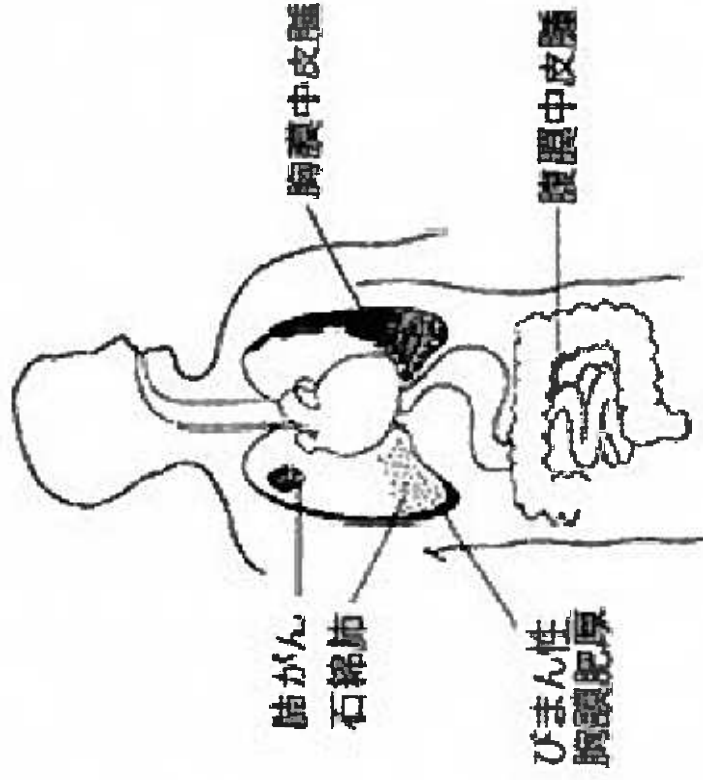
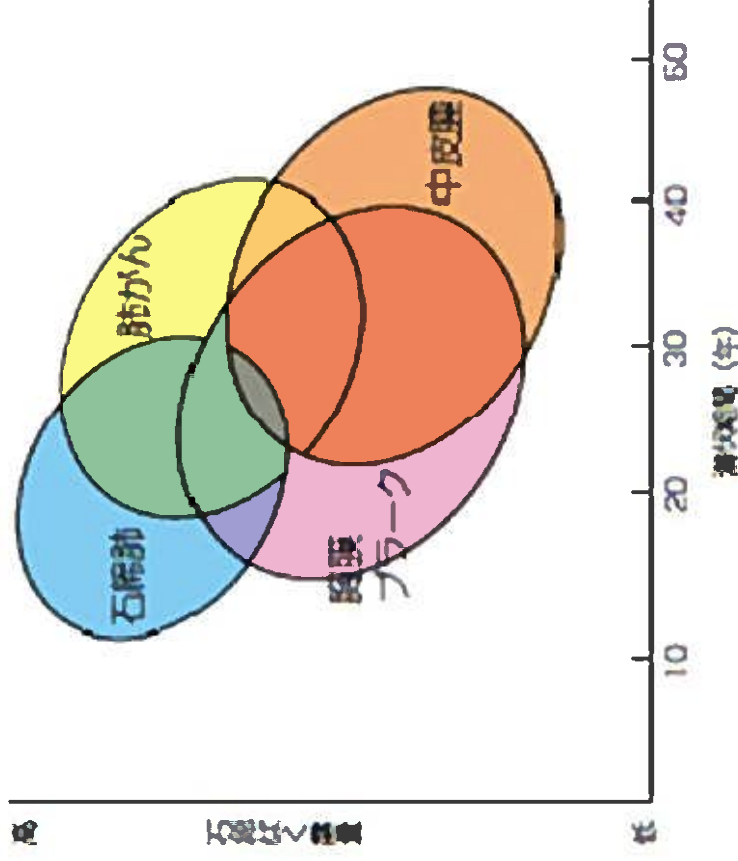


# 石綿(アスベスト)の使用例

レベル1 (発じん性著しく高い)	レベル2 (発じん性高い)	レベル3 (発じん性比較的低い)
石綿含有吹付け材  <p>吹付け石綿</p>  <p>石綿含有吹付けパーミキュライト</p>  <p>石綿含有吹付けパーライト</p>	石綿含有保温材、耐火被覆材、断熱材  <p>配管の保温材</p>  <p>煙突の断熱材</p>	石綿含有成形板等  <p>スレート板</p>  <p>ビニル床タイル</p>



# 石綿(アスベスト)による健康影響について



出典：独立行政法人環境再生保全機構のホームページ

石綿の吸入により生じる疾患

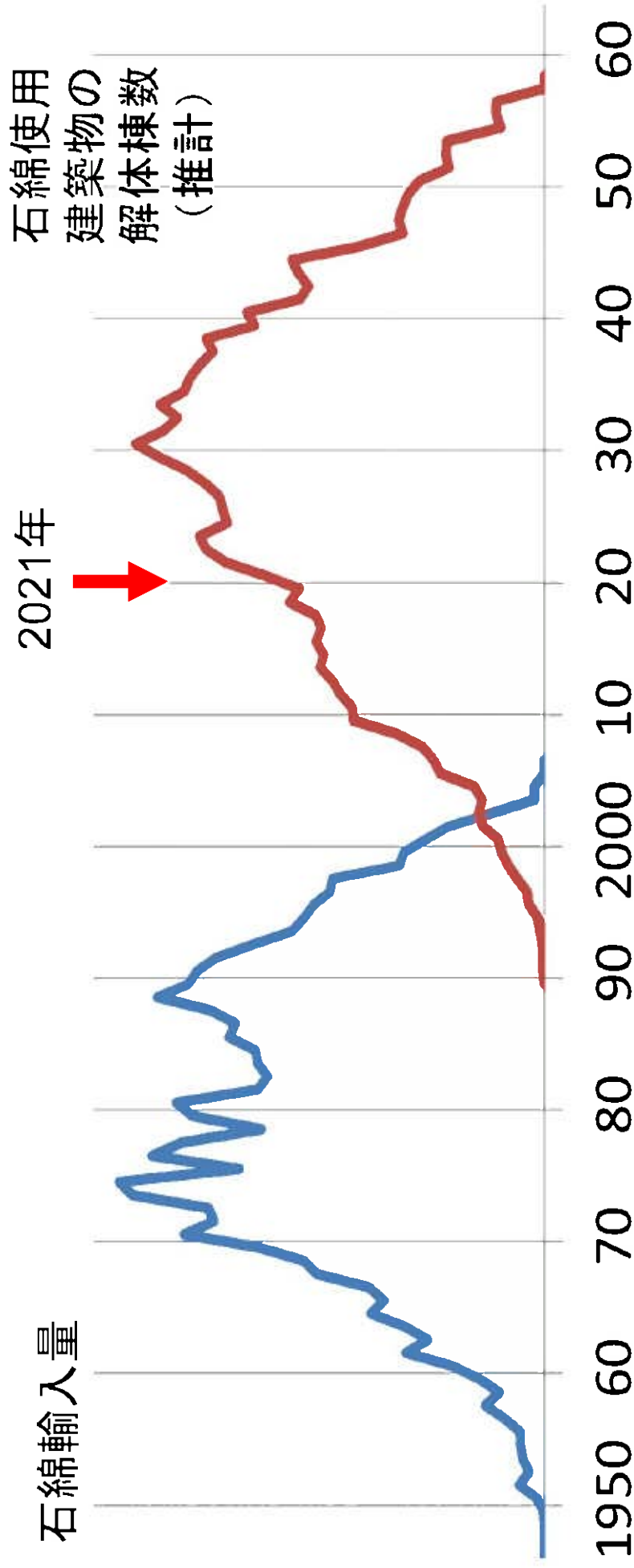
- 石綿肺
- 肺癌
- 中皮腫
- 胸膜プラーク

中皮腫の死亡者数は約  
20年で約3倍に増加

※H7：500人→R1：1466  
人



# 石綿(アスベスト)の輸入量と石綿使用建造物の解体棟数の推移



出典

石綿輸入量のデータ：財務省貿易統計より

石綿使用建築物の解体棟数（推計）：国土交通省社会資本整備審議会建築分科会アスベスト対策部会(第5回)資料より

今後建築物の解体件数は増加

→ 石綿使用建築物の解体工事の石綿暴露防止の徹底が必

要



# 大気汚染防止法改正の背景

阪神・淡路大震災

(平成7年(1995年))

倒壊ビルの解体等に伴う石綿飛散が社会問題化



<平成8年(1996年)>

- 石綿含有吹付け材(レベル1)を使用する建築物の解体、改修等を伴う建築工事に対して「事前届出」と「作業基準遵守」義務

クボタショック

(平成17年(2005年))

工場従業員や周辺住民等の石綿健康被害が社会問題化



<平成18年(2006年)>

- 石綿含有断熱材、保温材、耐火被覆材(レベル2)も規制対象に追加
- 「工作物」の解体等も規制対象に追加

不適正な取扱いに伴う

石綿飛散事例が散見



<平成25年(2013年)>

- 届出義務者の変更(受注者→発注者・自主施工者)
- 事前調査の実施(受注者)

※ 結果及び届出事項の発注者への書面説明

※ 調査結果等の揭示

平成25年(2013年)の法改正後の法の施行状況調査により以下のことが判明

- 石綿含有建材(レベル3)において、不適正な除去作業を行えば石綿が飛散するおそれ
  - 事前調査における特定建築材料の見落としや、特定粉じん排出等作業における特定建築材料の取り残しによって、解体等工事に伴い石綿を飛散
- 解体等工事に伴う石綿の飛散防止を徹底





1. 石綿(アスベスト)とは

2. 改正大気汚染防止法について

3. 参考



# 大気汚染防止法改正の概要

1. 規制対象の拡大  
石綿含有成形板等（レベル3）を含む全ての石綿含有建材に規制対象を拡大
2. 事前調査の信頼性の確保  
一定規模以上の建築物等の解体工事について石綿含有建材の有無にかかわらず、調査結果の都道府県等への報告を義務付け及び調査方法の法定化
3. 直接罰の創設  
隔離等をせずに吹付石綿等の除去作業を行ったものに対する直接罰の創設
4. 不適切な作業の防止  
元請業者に対し、石綿含有建材の除去等作用の結果の発注者への報告や作業に関する記録の作成・保存を義務づけ
5. その他  
都道府県等による立入検査対象の拡大  
災害時に備えた建築物等の所有者等による石綿含有建材の使用の有無の後押しする国及び地方公共団体の責務の創設等



# 大気汚染防止法改正の概要

## 1. 規制対象の拡大

石綿含有成形板等（レベル3）を含む全ての石綿含有建材に規制対象を拡大

## 2. 事前調査の信頼性の確保

一定規模以上の建築物等の解体工事について石綿含有建材の有無にかかわらず、調査結果の都道府県等への報告を義務付け及び調査方法の法定化

## 3. 直接罰の創設

隔離等をせずに吹付石綿等の除去作業を行ったものに対する直接罰の創設

## 4. 不適切な作業の防止

元請業者に対し、石綿含有建材の除去等作用の結果の発注者への報告や作業に関する記録の作成・保存を義務づけ

## 5. その他

都道府県等による立入検査対象の拡大

災害時に備えた建築物等の所有者等による石綿含有建材の使用の有無の後押しする国及び地方公共団体の責務の創設等



## 規制対象の拡大

大気汚染防止法の改正により石綿含有建材（レベル3）が規制対象に拡大  
→レベル3に係る作業基準が新たに設けられた

（特定建築材料）

吹付け石綿その他の石綿を含有する建築材料とする（令第3条の3）

- 吹付け石綿（レベル1）
- 石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材（レベル2）
- **石綿含有成形板等（レベル3）**
- **石綿含有仕上塗材※（レベル3）**

※ 吹付けパライト及び吹付けパーミキュライトについては、従来通り「吹付け石綿」に該当する

レベルの分類	レベル1	レベル2	レベル3
建材の種類	吹付け石綿	石綿含有保温材 石綿含有断熱材 石綿含有耐火被覆材	石綿含有成形板等 石綿含有仕上塗材
作業計画作成の有無	有	有	有
作業実施届出の有無	有	有	無



## 規制対象の拡大 計画で定める事項

- 特定工事の元請業者又は自主施工者は、当該特定工事における**特定粉じん排出作業の開始前に、次に掲げる事項を記録した当該特定粉じん排出等作業の計画を作成し、当該計画に基づき当該特定粉じん排出等作業を行うこと。**  
(規則16条の4)

(特定粉じん排出等作業の計画で定める事項)

- イ 特定工事の発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ロ 特定工事の場所
- ハ 特定粉じん排出等作業の種類
- ニ 特定粉じん排出等作業の実施の期間
- ホ 特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等における特定建築材料の種類並びにその使用箇所及び使用面積
- ヘ 特定粉じん排出等作業の方法
- ト 第10条の4第2項各号に掲げる事項
  - ・ 特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の概要、配置図及び付近の状況
  - ・ 特定粉じん排出等作業の工程を明示した特定工事の工程の概要
  - ・ 特定工事の元請業者又は自主施工者の現場責任者の氏名及び連絡場所
  - ・ 下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所

**レベル3建材の特定工事でも作業計画を定める必要がある**

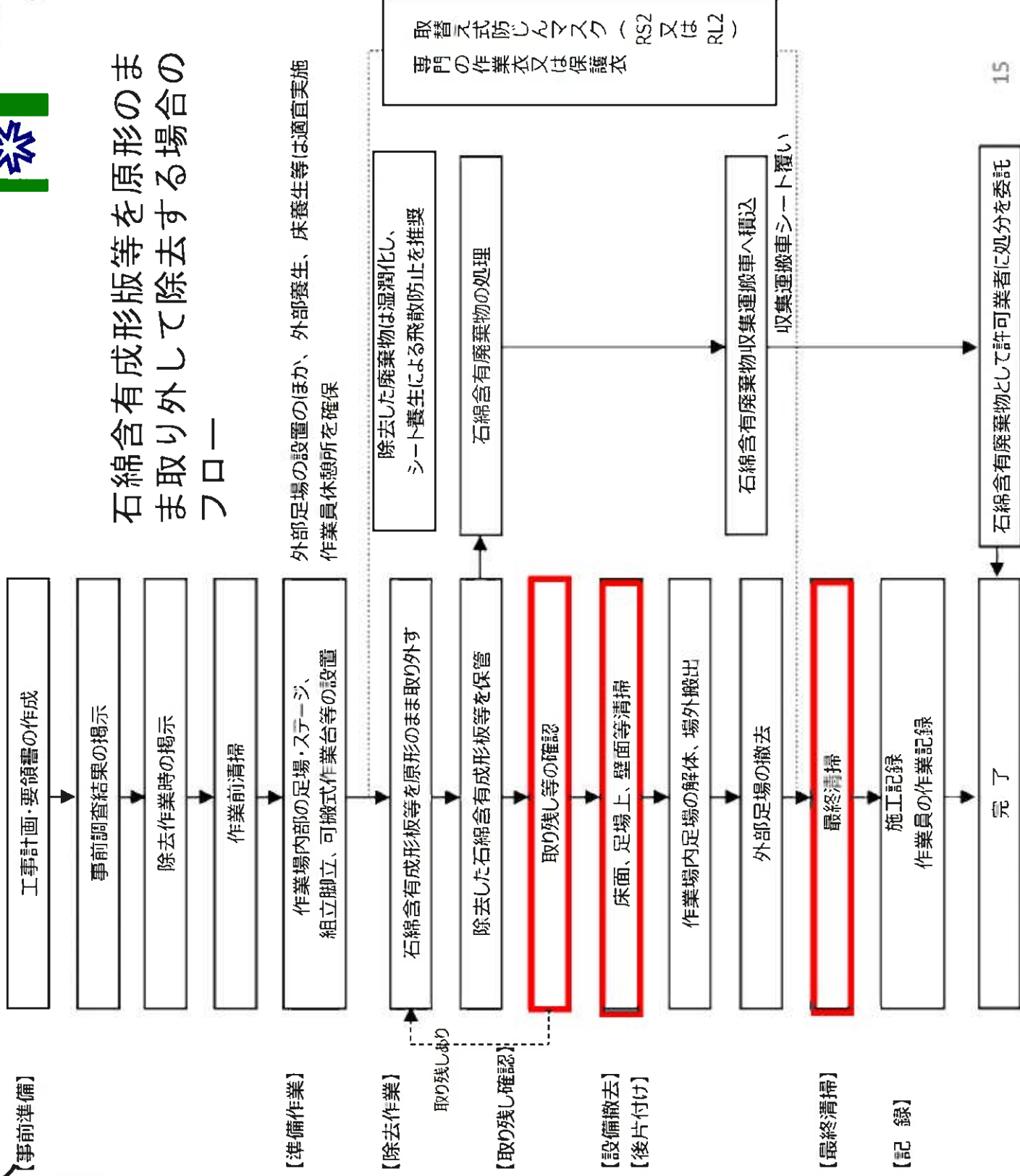


## 規制対象の拡大 成型板等の排出等作業の作業基準

- 石綿含有成形板等の作業基準（規則別表第7 4の項に規定）次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講じること。
  - イ 特定建築材料を、切断、破碎等することなくそのまま建築物等から取り外すこと。
  - ロ イの方法により特定建築材料（ハに規定するものを除く。）を除去することが技術上著しく困難なとき又は一部除去の場合など改造・補修作業の性質上適しないときは、除去する**特定建築材料を薬液等により湿潤化**※1すること。
  - ハ 石綿含有けい酸カルシウム板第1種にあつては、イの方法により除去することが技術上著しく困難なとき又は一部除去の場合など改造・補修作業の性質上適しないときは、次に掲げる措置を講ずること。
    1. 当該特定建築材料の**除去を行う部分の周辺を事前に養生**※2すること。
    2. 当該特定建築材料を**薬液等により湿潤化**※1すること。
  - ニ 当該特定建築材料の**除去後、作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行う**こと。この場合において、ハの規定により養生を行ったときは、当該養生を解く前に清掃を行うこと。
- ※1 特定建築材料を湿潤な状態にできれば、水を含む。一度湿潤な状態にすることだけでなく、切断面等への散水等の措置を講じながら作業を行うことにより、湿潤な状態を保つ必要がある。湿潤化が困難な場合は十分な集じん性能を有する電動工具を使用することや隔離養生（負圧不要）を行うことにより、飛散防止措置を実施すること。
- ※2 作業場所をプラスチックシート等で覆うことや、屋外の作業において作業場の周囲をパネル、プラスチックシート等で囲うこと。



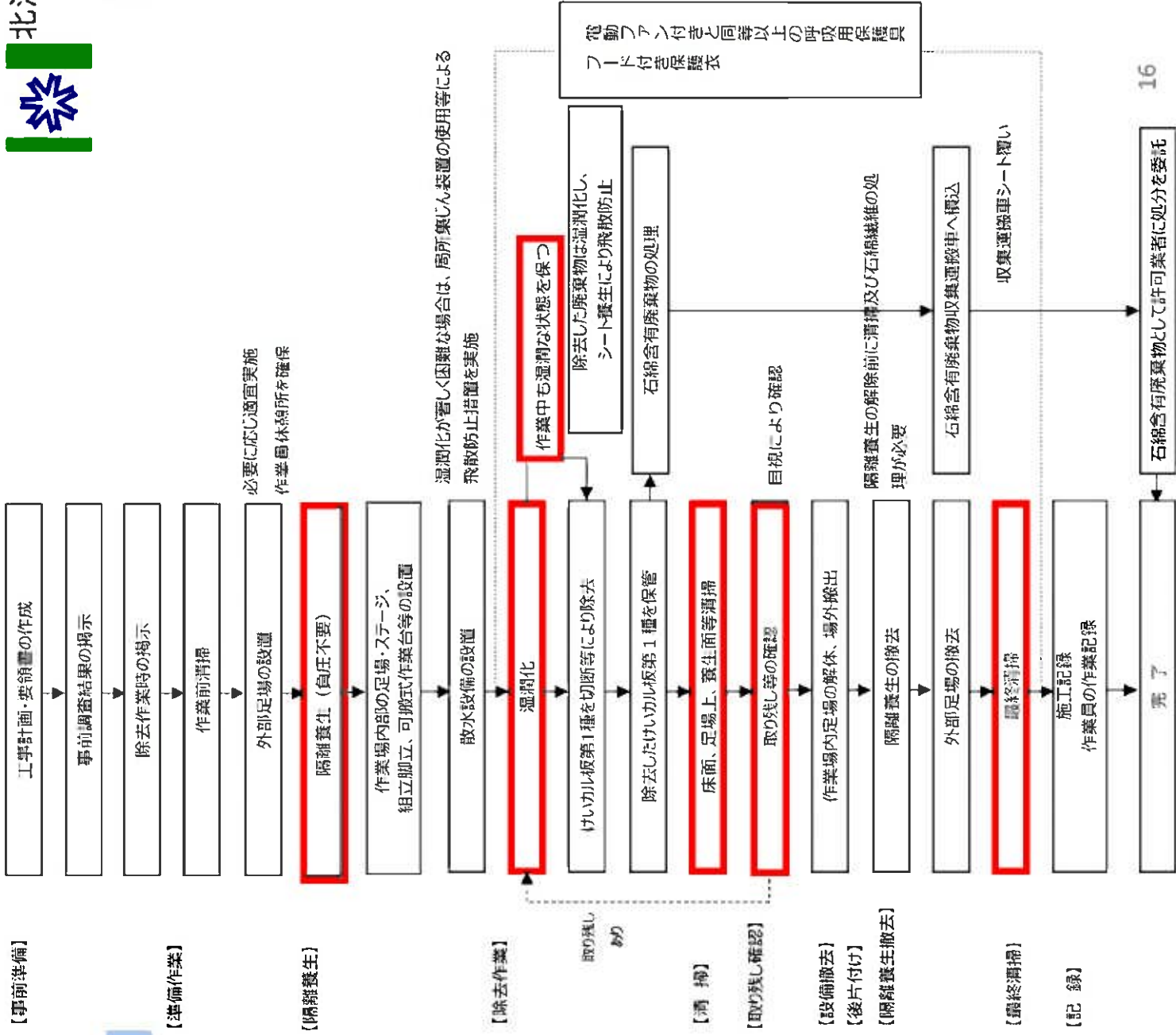
## 石綿含有成形版等を原形のまま取り外して除去する場合のフロー





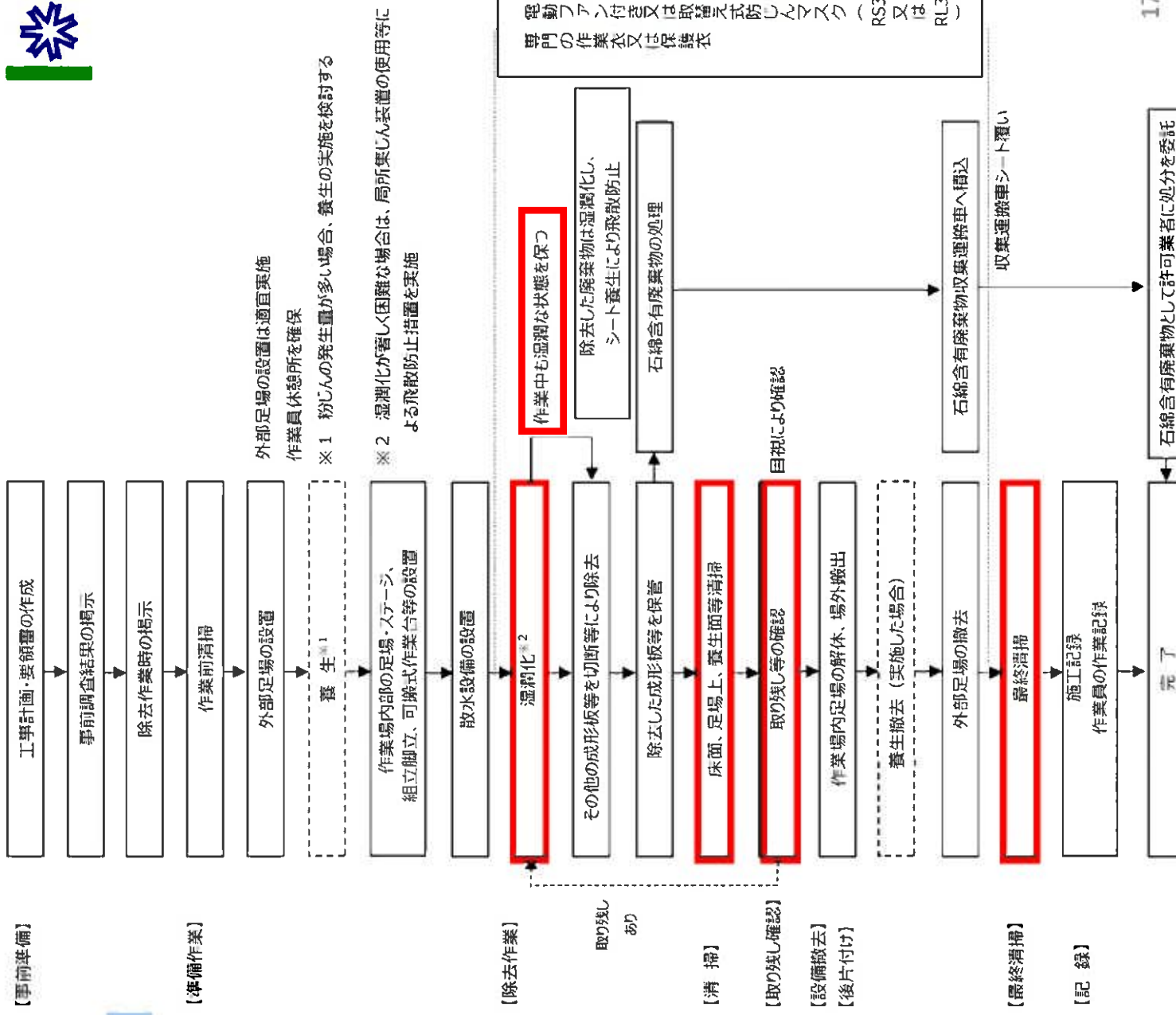
# 規制対象の拡大

けい酸カルシウム板1種  
を切断等により除去する  
場合のフロー





## その他の石綿含有成形版等を切断により除去する場合のフロー





# 規制対象の拡大 仕上塗材の作業基準

- 石綿含有仕上塗材の作業基準（規則別表第7 4の項に規定）

次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等を使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講じること。

イ 除去する特定建築材料を**薬液等により湿潤化**※1 こと。

ロ 電気グラインダーその他の電動工具を用いて特定建築材料を除去するときは、次に掲げる措置を講ずること。

1. 当該特定建築材料の**除去を行う部分の周辺を事前に養生**※2 すること。
2. 当該特定建築材料を**薬液等により湿潤化**※1 すること。

ハ 当該特定建築材料の**除去後、作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行う**こと。  
この場合において、ロの規定により養生を行ったときは、当該養生を解く前に清掃を行うこと。

- ※1 特定建築材料を湿潤な状態にできれば、水を含む。一度湿潤な状態にすることだけでなく、切断面等への散水等の措置を講じながら作業を行うことにより、湿潤な状態を保つ必要がある。湿潤化が困難な場合は十分な集じん性能を有する電動工具を使用することや隔離養生（負圧不要）を行うことにより、飛散防止措置を実施すること。
- ※2 作業場所をプラスチックシート等で覆うことや、屋外の作業において作業場の周囲をパネル、プラスチックシート等で囲うこと。



## 規制対象の拡大 仕上塗材の作業基準

### ○ 湿潤化及び養生と同等以上の効果を有する措置

十分な集じん機能を有することを判断するため要件としては少なくとも以下を全て満たした上で、湿潤化及び隔離養生（負圧不要）と同等以上の粉じん飛散防止効果があることを個々の現場ごとに示す必要がある。

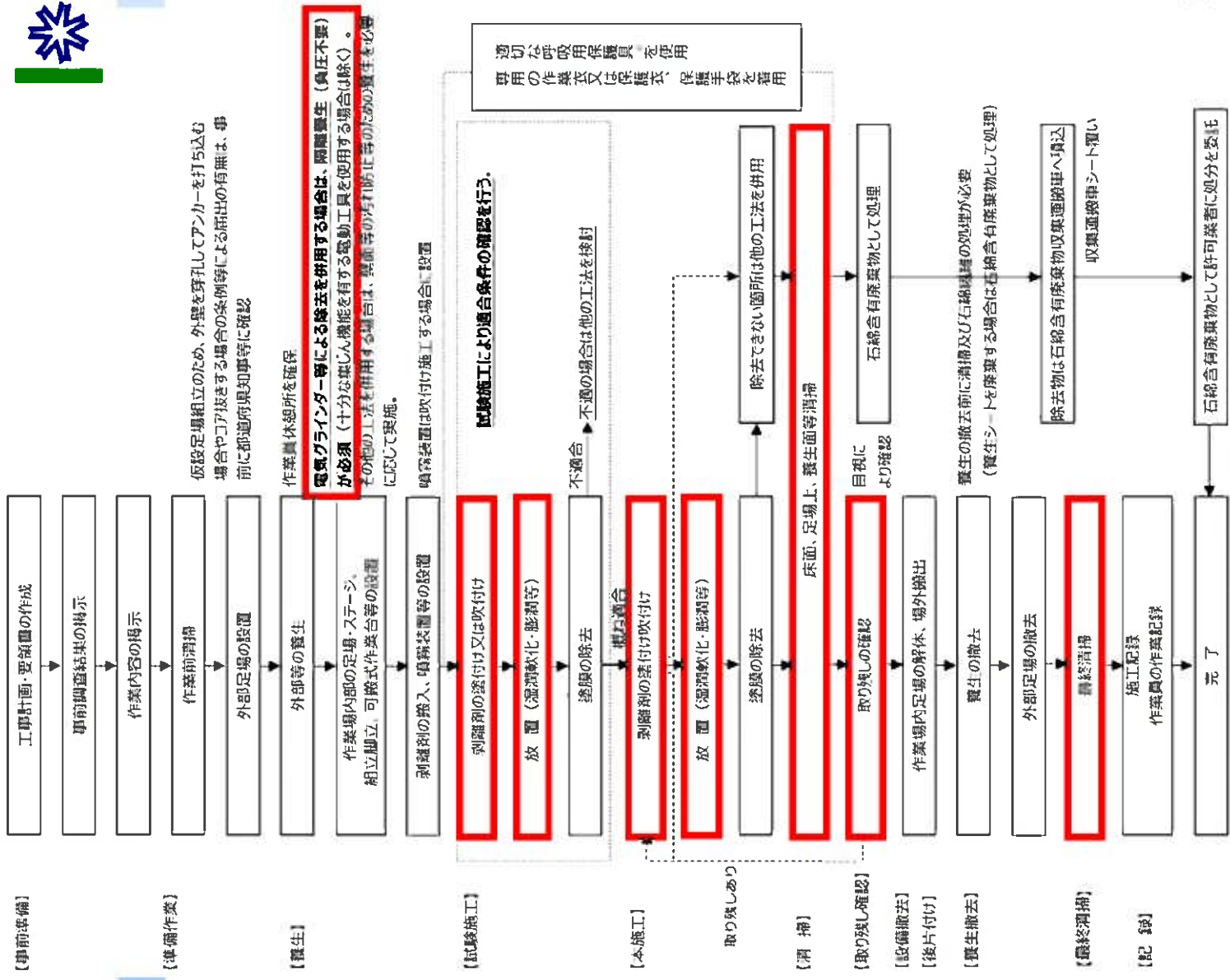
- ・ 集じん装置を備えたカバー付きの工具であること
- ・ 集じん装置はHEPAフィルタを有し、集じんした石綿等が作業空間その他外部環境に漏出しないこと
- ・ 当該集じん装置付き工具の集じん性能として、作業中の作業場所の総繊維濃度が0.15本/cm<sup>3</sup>（作業環境の石綿管理濃度）を下回ることが示されていること

事業者は上記要件に合致する工具であることの説明が行えるよう、工具の性能等を証明するデータ等を整理して記録を作業中保持し、作業終了後も除去作業の記録として3年間保存しておくことが必要である。

※ 作業場所の総繊維濃度に関する要件は、個別の機器ごとではなく、同能力の型式ごとに実験データ等から判断して差し支えない

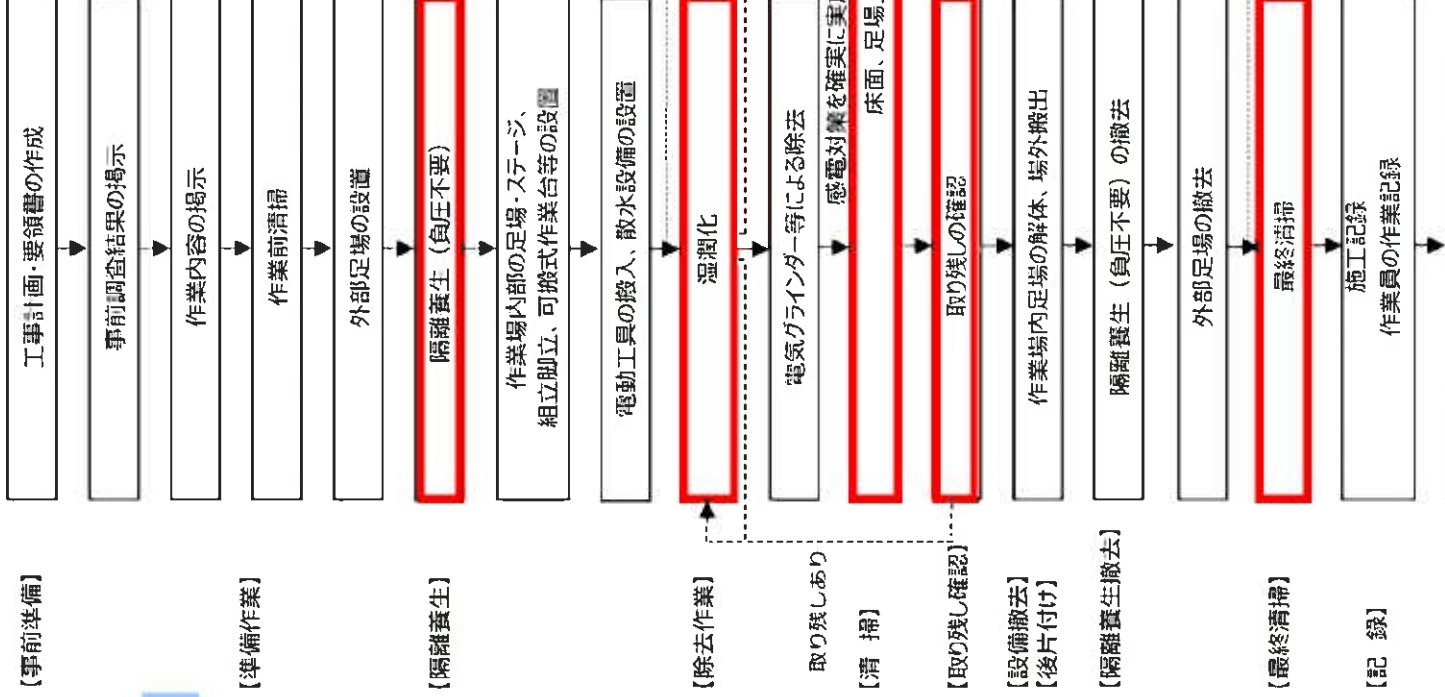
※ 湿潤化及び隔離養生（負圧不要）と同等以上の効果を有する措置として、石綿含有吹付け材等を除去する場合に実施する負圧隔離養生の措置を採用することも可能

## 剥離剤を用いる工法の作業フロー



# 規制対象の拡大

## 電動グラインダー等を使用する工法の作業フロー



必要に応じて実施（仮設足場組立のため、外壁を穿孔してアンカーを打ち込む場合やコア抜きする場合は条例等による届出の有無は、事前に都道府県等に確認）

作業員休憩所を確保

**電気グラインダー等による除去を行う場合は、隔離養生（負圧不要）が必須。**

※湿潤化、隔離養生（負圧不要）が著しく困難な場合は、十分な集じん機能を有する電動工具を用いて飛散防止措置を実施

当初から十分な集じん機能を有する電動工具を用いる飛散防止措置を選択してもよい

電動ファン付きと同等以上の呼吸用保護具の使用が望ましい  
フード付きの保護衣、保護手袋を着用

隔離養生の撤去前に清掃及び石綿繊維の処理が必要（養生シートを廃棄する場合は石綿含有廃棄物として処理）



# 規制対象の拡大 レベル3の作業の対策概要

建築材料の種類 石綿含有建材除去時の 工法	石綿含有成形版等			石綿含有仕上塗材		
	石綿含有成形版等	石綿含有けい酸カルシウム	石綿含有成形版等	切断等による除去 (電動工具は使用しない)	切断等による除去 (電動工具を用いて除去)	切断等による除去 (電動工具を用いて除去)
	切断等によ らない除去	切断等によ らない除去	切断等によ る除去	切断等による除去 (電動工具は使用しない)	切断等による除去 (電動工具を用いて除去)	切断等による除去 (電動工具を用いて除去)
石綿含有建材除去等時 の飛散防止方法	原形のまま 取り外し	原形のまま取 り外し	作業場を隔 離養生 (負圧不要等)	例 高圧水 洗除去	例 剥離剤 併用手工具 ケレン除去	例 集じん装 置付きデイス クグライン ダーク除去 (HEPAフィル ター付き)
隔離	－	－	隔離養生 (負圧不要)	－	－	－ (同等の措置の 要件を満たす)
湿潤化	－1)	－1)	常時要	常時要	常時要	－ (同等の措置の 要件を満たす)
(飛散防止等の養生)	－	－	－	要	要	－
(床防水養生)	－	－	－	要	要	－
汚染水処理	－	－	－	要	要	－
清掃	要	要	要	要	要	要
取り残し等の確認	要	要	要	要	要	要

備考：「要」は法令上求められる措置を示す

- 1) 粉じん飛散防止のために実施することが望ましい
- 2) 「○」は適切な石綿飛散防止対策のため実施が必要な措置を示す

出典：建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル  
(令和3年3月 厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課 環境省水・大気環境局大気環境課)の一部を改変



# 大気汚染防止法改正の概要

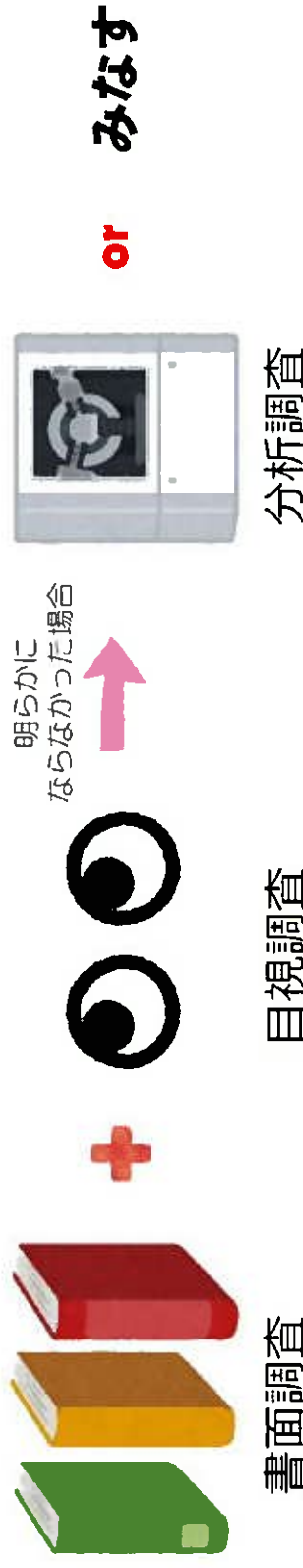
1. 規制対象の拡大  
石綿含有成形板等（レベル3）を含む全ての石綿含有建材に規制対象を拡大
2. 事前調査の信頼性の確保  
一定規模以上の建築物等の解体工事について石綿含有建材の有無にかかわらず、調査結果の都道府県等への報告を義務付け及び調査方法の法定化
3. 直接罰の創設  
隔離等をせずに吹付石綿等の除去作業を行ったものに対する直接罰の創設
4. 不適切な作業の防止  
元請業者に対し、石綿含有建材の除去等作用の結果の発注者への報告や作業に関する記録の作成・保存を義務づけ
5. その他  
都道府県等による立入検査対象の拡大  
災害時に備えた建築物等の所有者等による石綿含有建材の使用の有無の後押しする国及び地方公共団体の責務の創設等



# 事前調査の信頼性の確保 事前調査方法について

## ○事前調査の方法（規則第16条の5）

原則は「書面調査と目視調査」  
調査の対象は全ての解体等工事



設置の工事に着手が平成18年9月1日以後であることが設計図書等の書面により明らかかな場合は、  
特定建築材料の有無の目視による調査は不要とする

## ○事前調査を行う者※（一定の知見を有する者）（令和2年環境省告示第76号） ※令和5年(2023年)10月1日から適用

- ・ 建築物石綿含有建材調査者講習を修了した者（一戸建て等石綿含有建材調査者は、一戸建て住宅等に限る）
- ・ 義務付け適用前に一般社団法人日本アスベスト調査診断協会に登録された者





## 事前調査の信頼性の確保 事前調査結果の説明について

### ○元請業者から発注者への説明（法第18条の15、規則16条の7）

事前調査結果は作業開始前（届出対象特定工事の場合は工事開始の14日前まで）に書面で元請業者から発注者に説明する必要がある

説明する内容

#### ・ 事前調査結果

特定工事に該当する場合

- ・ 特定材料の種類、使用箇所、使用面積
- ・ 特定粉じん排出等作業の種類、実施期間、方法
- ・ 対象となる建築物等の概要、配置図、付近の状況
- ・ 特定粉じん排出等作業の工程を明示した特定工事の工程の概要
- ・ 特定工事を施工する者の現場責任者の氏名及び連絡場所
- ・ 下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所

### ○書類の記録について※1（規則第16条の8） ※1 電子データでの保存可

- ・ 事前調査の記録→解体等工事が完了した日から**3年間保存**※2  
（解体等工事の元請業者の名称、調査終了年月日、調査方法、調査結果などの事項について追加する）
- ・ 発注者への説明の書面の写し→解体等工事が完了した日から**3年間保存**※2

※2 石綿則は調査を終了した日から3年間保存（第3条第5項）



# 事前調査の信頼性の確保 事前調査結果の報告について

## ○事前調査結果の報告（法第18条の15第6項関係）

一定規模以上の工事について、事前調査を行ったときは、遅滞なく、調査結果を都道府県知事又は大防法政令市長へ報告

**※令和4年(2022年)4月1日から適用**

	事前調査結果の報告が必要な一定規模以上の工事
建築物	解体部分の床面積合計が80m <sup>2</sup> 以上の解体工事 又は 請負代金の合計が100万円以上の改造又は補修工事
工作物	請負代金の合計が100万円以上の解体、改造又は補修工事

※工作物とは（令和2年環境省告示第77号）

「建築物」以外のものであって、土地、建築物又は工作物に設置されているもの又は設置されていたものの全てを言う

- ・ 反応槽
- ・ 加熱炉
- ・ ボイラー及び压力容器
- ・ 配管設備（建築物に設ける給水設備等を除く）
- ・ 焼却設備
- ・ 煙突（建築物に設ける排煙設備等の建築設備を除く）
- ・ 貯蔵設備（穀物を貯蔵するための設備を除く）
- ・ 発電設備（太陽光発電設備及び風力発電設備を除く）

- ・ 変電設備
- ・ 配電設備
- ・ 送電設備（ケーブルを含む）
- ・ トンネルの天井板
- ・ プラットホームの上家
- ・ 遮音壁
- ・ 軽量盛土保護パネル
- ・ 鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板



# 事前調査の信頼性の確保 事前調査結果の報告について

## ○事前調査結果の報告内容 （規則第16条の11第2項）

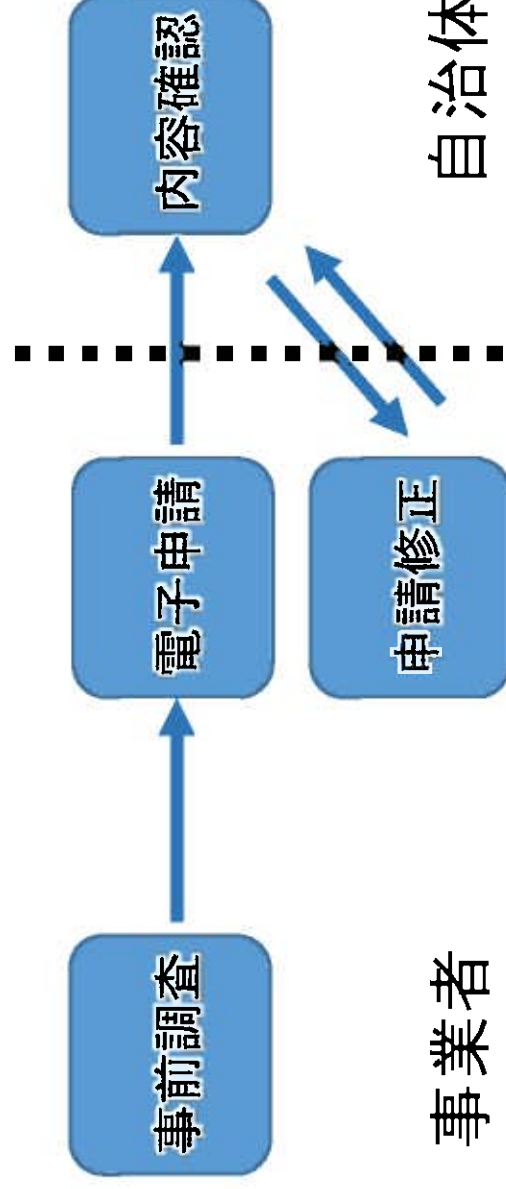
- ・事前調査の方法及び結果
- ・建築物等の構造
- ・使用建築材料の種類

（事前調査が適切に行われたか判断できる項目）

## ○事前調査結果の報告方法 （規則第16条の11第4項）

- ・電子システムによる報告
- ※原則、電子による報告（紙での報告も可）  
 ※石綿障害予防規則の報告と共通

電子システムの事業者向けの周知・広報は今年のおもひに実施予定





## 事前調査の信頼性の確保 事前調査結果の掲示と現場据え置きについて

### ○解体等工事に係る調査及び説明等（法第18条の15第5項関係）

解体等工事の元請業者又は自主施工者は、解体等工事を施工するときは、環境省令で定めるところにより、事前調査に関する記録の写しを当該解体等工事の現場に備え置き、かつ、事前調査の結果その他環境省令で定める事項を、当該解体等工事の現場において公衆に見やすいように掲示しなければならない。

### ○事前調査結果等の掲示（新規則第16条の9、第16条の10）

- ・ 掲示の大きさ：長さ42.0cm以上、幅29.7cm以上（A3用紙以上の大きさ。縦長・横長問わず）
  - ・ 掲示内容：解体等工事の元請業者の名称、調査終了年月日、調査方法、調査結果など
- ### ○作業方法等の掲示（作業基準）（新規則第16条の4第2号）
- ・ 掲示の大きさ：長さ42.0cm以上、幅29.7cm以上（A3用紙以上の大きさ。縦長・横長問わず）
  - ・ 掲示内容：届出年月日、届出先、元請業者の名称、作業実施期間及び方法など

### ○現場への備え置き

・ 解体等工事の施工期間中、常に現場にある事務所等に備え置くだけでなく、**工事を施工する者や都道府県等が事前調査に関する記録の写しを現場で確認可能な状態にする。**

- ・ 大防法及び石綿則等に分けて掲示をする必要は無い
- ・ 掲示は周辺住民及び作業者の両方に見やすい場所に掲示する





# 大気汚染防止法改正の概要

1. 規制対象の拡大  
石綿含有成形板等（レベル3）を含む全ての石綿含有建材に規制対象を拡大
2. 事前調査の信頼性の確保  
一定規模以上の建築物等の解体工事について石綿含有建材の有無にかかわらず、調査結果の都道府県等への報告を義務付け及び調査方法の法定化
3. 直接罰の創設  
隔離等をせずに吹付石綿等の除去作業を行ったものに対する直接罰の創設
4. 不適切な作業の防止  
元請業者に対し、石綿含有建材の除去等作用の結果の発注者への報告や作業に関する記録の作成・保存を義務づけ
5. その他  
都道府県等による立入検査対象の拡大  
災害時に備えた建築物等の所有者等による石綿含有建材の使用の有無の後押しする国及び地方公共団体の責務の創設等



## ○罰則（法第34条第3号及び第35条第4号関係）

- ・除去等の義務違反：3月以下の懲役又は30万円以下の罰金
- ・事前調査結果の報告義務違反：30万円以下の罰金

除去等の義務違反は下記の方法をせずに除去等を行った場合適用

作業の種類	方法
除去	<p>かき落とし、切断、又は破碎することなく取り外す方法</p> <p>除去を行う場所を隔離して全室を設置し、除去を行う間、HEPAフィルタを付けた集じん・排気装置を使用する方法</p> <p>隔離等に準ずる方法 (グローブバッグ工法等)</p>
特定粉じんの飛散を防止するための処理	<p>囲い込み又は封じ込めを行う方法</p> <p>※レベル1の囲い込み及び封じ込め、レベル2の囲い込みを行う場合は、隔離し、HEPAフィルタを付けた集じん・排気装置を使用する方法</p>

ただし、建築物等が倒壊するおそれがある場合や、上記方法で行うことが技術上著しく困難な場合は、その限りでない（法第18条の19関係）



# 大気汚染防止法改正の概要

1. 規制対象の拡大  
石綿含有成形板等（レベル3）を含む全ての石綿含有建材に規制対象を拡大
2. 事前調査の信頼性の確保  
一定規模以上の建築物等の解体工事について石綿含有建材の有無にかかわらず、調査結果の都道府県等への報告を義務付け及び調査方法の法定化
3. 直接罰の創設  
隔離等をせずに吹付石綿等の除去作業を行ったものに対する直接罰の創設
4. 不適切な作業の防止  
元請業者に対し、石綿含有建材の除去等作用の結果の発注者への報告や作業に関する記録の作成・保存を義務づけ
5. その他  
都道府県等による立入検査対象の拡大  
災害時に備えた建築物等の所有者等による石綿含有建材の使用の有無の後押しする国及び地方公共団体の責務の創設等





## 不適切な作業の防止 作業基準の遵守義務等

### ○作業基準の遵守義務等

- ・ **特定工事の元請業者若しくは下請負人又は自主施工者は、当該特定工事における特定粉じん排出等作業について、作業基準を遵守しなければならぬ。**（新法第18条の20関係）
- ・ **都道府県知事は、特定工事の元請業者若しくは下請負人又は自主施工者が当該特定工事における特定粉じん排出等作業について作業基準を遵守していないと認めるときは、その者に対し、期限を定めて当該特定粉じん排出等作業について作業基準に従うべきことを命じ、又は当該特定粉じん排出等作業の一時停止を命ずることができる。**（新法第18条の21関係）

下請負人の作業基準遵守義務等の対象への追加により・・・

**下請負人が適切に作業を行えるよう下請契約時の工事費等に関する配慮や作業方法の説明に関する規定も追加**（新法第18条の16第2項及び第3項）

→下請負人への説明事項：作業の種類、実施期間、作業の方法、工程の概要等（新規則第16条の12）



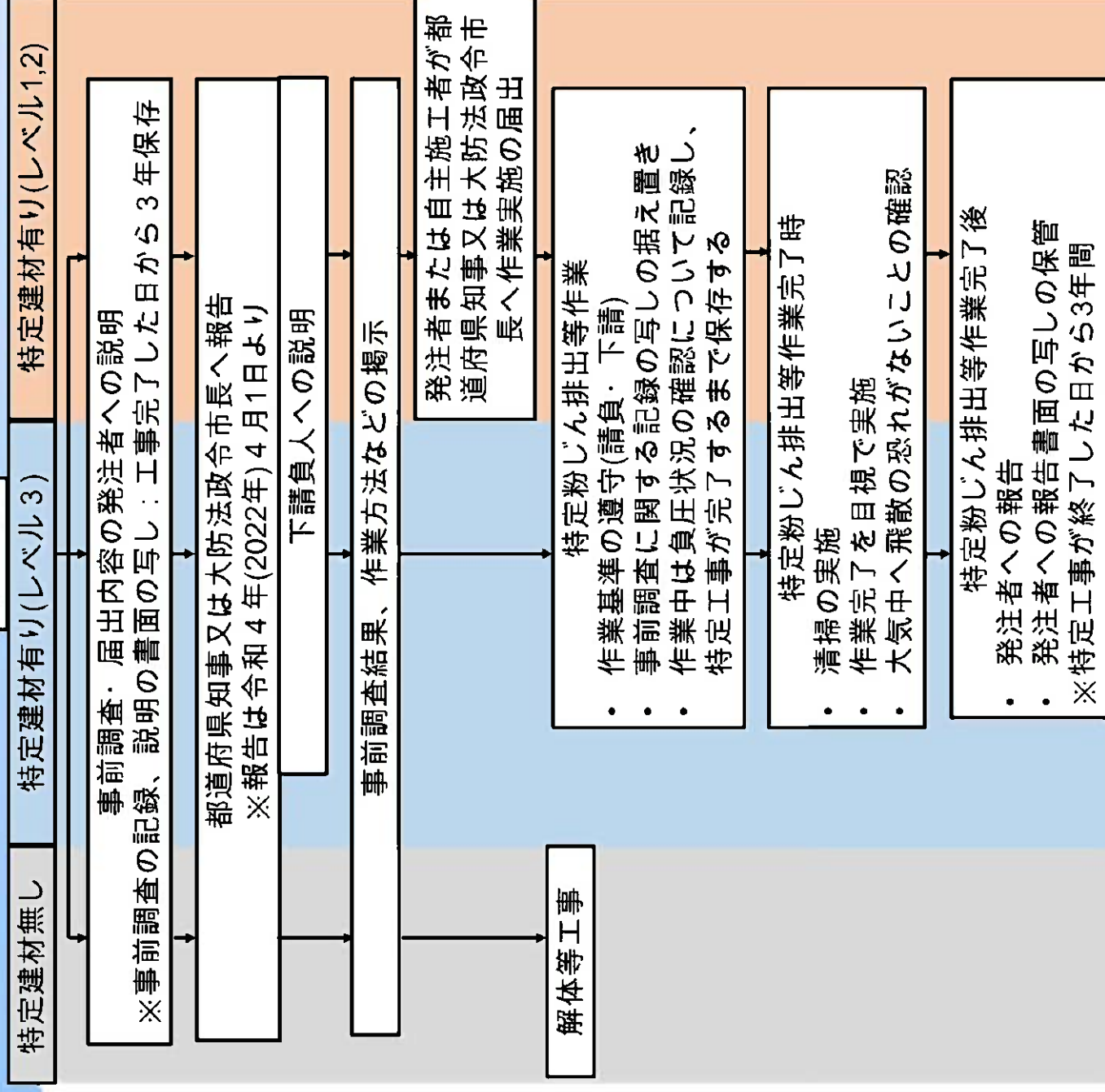
## 不適切な作業の防止 特定粉じん排出等作業の結果の報告等

### ○特定粉じん排出等作業の結果の報告等

- ・ 特定工事の元請業者は、当該特定工事における特定粉じん排出等作業が完了したときは、**その結果を遅滞なく当該特定工事の発注者に書面で報告するとともに、当該特定粉じん排出等作業に関する記録を作成し、当該記録及び当該書面の写しを保存しなければならない。**  
(新法第18条の23第1項関係)
- **作業完了の確認を適切に行うために必要な知識を有する者に、当該確認を目視により行うことの義務化**（新規則第16条の4第5号）  
作業完了の確認を適切に行うために知識を有する者：**事前調査を行わせる者又は石綿作業主任者**
- 清掃：特定建築材料除去後、作業場の隔離又は養生を解く前に、**清掃の実施を義務化**（新規則別表第7の1～2、4～6の項）
- 隔離を解く際の確認：**一般大気中への飛散のおそれがないことの確認を義務化**（新規則別表第7の1、6の項）  
※方法：位相差顕微鏡法や繊維状粒子自動測定器による総繊維数濃度の確認等
- 発注者への報告事項：作業完了年月日、作業実施状況の概要、完了の確認を行った者の氏名等（新規則第16条の16第1項）
- 作業記録及び発注者への報告書面の写しの保存期間：**特定工事が終了した日から3年間**（新規則第16条の16第2項）
- 作業中の記録：**負圧の状況の確認、集じん・排気装置の正常の確認等について記録し、特定工事が終了するまでの間保存**（新規則第16条の4第3号）



発注から作業完了までのフロー





# 大気汚染防止法の改正事項と施行日

規制内容	令和2年 6月	令和2年 10月	令和3年 4月	令和4年 4月	令和5年 10月
特定建築材料以外の石綿含有 建材への規制	事前調査の方法の 法定化	改正大気汚染防止法の公布	周知	令和3年4月施行	令和5年10月 施行
事前調査の信頼性確保	事前調査結果の記録の 作成、保存	改正大気汚染防止法の公布	周知	令和3年4月施行	周知、者の育成
	事前調査結果の控えの 現場への備え置き				
	事前調査結果概要の 都道府県等への報告				
隔離をともなう作業での 石綿漏えいの有無の確認	適切に行われたことの確認	改正大気汚染防止法の公布	周知	令和4年4月施行	令和4年4月施行
直接罰の適用	作業の記録	改正大気汚染防止法の公布	周知	令和3年4月施行	周知
	適切に行われたことの確認、 確認結果の記録・保存				
	作業結果の発注者への 書面での報告、記録				
罰則の対象の拡大					



1. 石綿(アスベスト)とは
2. 改正大気汚染防止法について
3. 参考



## アスベスト(対策)に関する情報の公表、普及・啓発

### ＜北海道アスベスト情報ポータルサイト＞

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/jss/khz/contents/asbest/asbest.html>

- トピックス
- 北海道の取組
  - 北海道アスベスト対策ハンドブック
  - 道有施設における石綿含有保温材等点検マニュアル
- 北海道のアスベスト指導指針等
- 吹付けアスベスト等使用状況調査結果
- 特定粉じん排出等作業実施届出書等（大気汚染防止法）
- Q & A
- アスベスト関係法令
- 健康被害対策状況
- 融資制度
- アスベスト相談窓口
- アスベストの点検、調査、測定・分析に関すること
- 吹付けアスベストの除去技術等



# 参考 北海道アスベストセミナー

北海道ではアスベストセミナーを開催しています

今年度は12月にwebでの開催予定



## 北海道アスベストセミナー (オンライン開催)

日時 令和元年12月25日(金) 10:00~17:00  
 内容 アスベストに関する法令等の解説及びアスベストが使用されている建築物の管理や  
 調査、取壊等の作業における作業員の防護の取組等  
 対象 地方公共団体職員、民間企業経営者、福祉・NPO等の関係者  
 費用 無料  
 主催 北海道(社)建設労働組合連合会(建設労働組合(S・A))、北海道アスベスト対策研究会、  
 北海道建設労働組合連合会、建設労働組合連合会、建設労働組合連合会、建設労働組合連合会

### 【開催次第】

時間	演題	講師
10:10~10:30	アスベスト概論	北海道アスベスト対策研究会 理事 沼崎 敏 <small>(一財)北海道建設労働組合連合会(S・A) 事務局長</small>
10:30~10:50	アスベストの分析手法	北海道アスベスト対策研究会 幹事 飯島 尚彦 様 <small>(財団)北海道建設労働組合連合会(S・A) 事務局長</small>
10:50~11:50	石綿管理の実務	建設労働組合連合会 事務局長 小橋 浩 様
11:00~12:00	午前中の講義全体の質問応答	
12:00~13:00	昼食 (休場)	
13:00~14:00	石綿管理予防対策の取組について(仮)	厚岸町 北海道労働局労働安全衛生課 課長 藤原 健
14:00~15:15	大気汚染防止法の改正及びその経過の取組について(仮)	札幌市 北海道地方環境事務所 環境対策課 課長 藤原 健
15:15~16:45	建設労働組合連合会連合会について(仮)	北海道 建設労働組合連合会 事務局長 小橋 浩 様
16:45~18:00	アスベスト対策に関する札幌市の取組について(仮)	札幌市 北海道労働局労働安全衛生課 課長 藤原 健
18:00~18:40	アスベスト対策関係について(仮)	北海道アスベスト対策研究会 理事 沼崎 敏 <small>(財団)北海道建設労働組合連合会(S・A) 事務局長</small>
18:40~17:00	午後の講義全体の質問応答	
17:00	終了	



環境省のHPに改正大気汚染防止法について資料などがまとめられています


[http://www.env.go.jp/air/post\\_48.html](http://www.env.go.jp/air/post_48.html)

## 改正大気汚染防止法について

### 1 改正大気汚染防止法の内容について

解体等工事に伴う石綿飛散防止対策の一層の強化を図る「大気汚染防止法の一部を改正する法律」が、6月5日に公布されました。

改正法等については、以下を御確認ください。

- [大気汚染防止法の一部を改正する法律（案文、理由）](#) [PDF 1.1MB] 
- [大気汚染防止法の一部を改正する法律（新旧対照表）](#) [PDF 1.1MB] 
- [大気汚染防止法の一部を改正する法律（要綱）](#) [PDF 1.1MB] 
- [【官報】法律第三十九号大気汚染防止法の一部を改正する法律（インターネット版官報のページへ移行します。）](#)
- [大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令（案文、理由）](#) [PDF 1.1MB] 
- [大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令（新旧対照表）](#) [PDF 1.1MB] 
- [大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令（要綱）](#) [PDF 1.1MB] 
- [【官報】政令第三百四号大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令（インターネット版官報のページへ移行します。）](#)



# 参考 厚労省・環境省作成マニュアル

北海道



建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び

石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル

厚労省と環境省がマニュアルを作成しました

作業基準等が記載されており参考に  
になります

令和3年3月

厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課

環境省水・大気環境局大気環境課



ご静聴頂きありがとうございます

解体工事等に伴う石綿の飛散防止の徹底を  
よろしくお願い致します



発注から作業完了までのフロー

